
プロジェクト リース

項目 第 137 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 137 回リース会計専門委員会（2023 年 11 月 13 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

開発にあたっての基本的な方針（貸手の会計処理）

（第 2 法の廃止に同意する意見）

2. 事務局提案に同意する。

（第 2 法の廃止に反対する意見）

3. 第 2 法の廃止は国際的比較可能性を確保するという観点からは理解できるが、粗利益では従来から比較可能性は確保できているため得られるベネフィットは限定的となると考えられる。また、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（以下「第 2 法」という。）の廃止によるコスト増加は限定的とされているが、ファイナンス・リースの会計処理が大きく変わってしまうためシステム対応など財務諸表作成者の事務コスト増加は無視できないことが想定されることから、コストがベネフィットを上回ると考える。
4. 貸手が原資産と同一の製品又は商品を販売することを主たる事業としていない場合、ファイナンス・リースについては純額、オペレーティング・リースについては総額の会計処理が混在するためリース会社の分析において不都合が生じないか懸念される。このような観点から財務諸表利用者の意見も聞いたうえで、廃止すべきではないという意見があるのであれば第 2 法も継続的に認めるとともに、国際的な整合性の観点から必要に応じて純額処理した場合の数値を注記する等の対応について検討頂きたい。
5. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）において割賦基準が廃止された背景として、ほとんどの企業が割賦基準を採用していなかったことから反対意見が少なかったように感じている。一方、リースにおいては第 2 法を採用している企業は多く影響が大きいため、収益認識会計基準との整合性で第 2 法を廃止するというのは理解を得られ難いと考ええる。

（その他）

6. 貸手が原資産と同一の製品又は商品を販売することを主たる事業としていない場合のファイナンス・リースでは、通常、金利のみが利益となり、当該金利部分は期間の経過とともに発生することから割賦基準とは異なるものである。そのため、第2法を残すか否かの議論は割賦基準の議論ではなく、割賦基準が廃止されたことのみを理由として第2法を認めないと説明するのは適当ではないと考える。この説明に代えて、貸手が原資産と同一の製品又は商品を販売することを主たる事業としていない場合のファイナンス・リースでは、売上高と売上原価を総額で計上することが適当ではないことの説明で対応すべきと考える。また、貸手の第2法の検討を行うにあたっては、金融型割賦の会計処理も踏まえて検討を行う必要がある。
7. 本会計基準案第43項等において、貸手のファイナンス・リースの会計処理を「通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理」としている一方、本適用指針案 BC101 項においては、貸手が原資産と同一の製品又は商品を販売することを主たる事業としていない場合のファイナンス・リースの会計処理を「金融取引としての会計処理」としており、整合していないと考える。「通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理」は古くから用いられている表現であり、現在の取引の実態と整合していない可能性もあることから、表現を見直すべきと考える。
8. 本適用指針案における貸手のファイナンス・リースの会計処理の記載について、貸手が原資産と同一の製品又は商品を販売することを主たる事業としている場合を最初に記載しており、主たる事業としていない場合を後に記載しているが、前者のようなケースは稀であるため最初に記載すべきではないと考える。

コメント対応表（質問7）

（コメント7-8及び7-9）

9. 貸手のリース期間を IFRS 第16号と合わせるか否かについて今後検討するとしているが、貸手は借手による延長又は解約オプションの行使可能性が合理的に確実か否かを評価することが困難であることを踏まえて、単に IFRS に合わせるということではなく、どのような事例があるのか、どの程度の件数があるのかなど IFRS 任意適用企業に対して事前に実態を確認したうえで検討すべきと考える。

コメント対応表（質問17）

（コメント17-3）

10. 事務局提案に同意するが、コメント提出者の要望は第3法において販売益が生じる場合についても明確化すべきとの趣旨である可能性があるため、販売益が生じる場合についても追加して記載することを検討すべきと考える。

コメント対応表（質問18）

（コメント18-4）

11. コメント対応表に記載している借手の会計処理モデルと貸手の会計処理モデルが異なる点については、リースの基本的な考え方を示すものであり重要であるため、結論の背景にも記載すべきと考える。
12. コメント対応表に記載している考え方を結論の背景にも記載することで、借手と貸手の会計処理のモデルが違うことをより強調でき、民法上の賃貸借との違いも分かりやすくなると考える。

他の会計基準等との関係（鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生資源の探鉱又は使用のためのリース）

13. 事務局提案に同意する。

コメント対応表（質問20）

（コメント20-4）

14. IFRS 任意適用企業の分析にあたり、IFRS 第16号の適用後にキャッシュ・フローやEBITDA等の数値が大きく変更した事例が見られた。注記まで含めれば情報を入手して補正することは可能であるが、本表で区分表示を行って情報を入手できる方が財務諸表利用者にとっての事務コストは下がると考える。

オブザーバーからのコメント

（開発にあたっての基本的な方針（貸手の会計処理））

15. 本公開草案の提案を前提にすると、リース会社においてはファイナンス・リースについては純額、オペレーティング・リースについては総額の会計処理が混在することになり、

売上高がリース会社の規模を表さないこととなるため、財務数値の継続性や比較可能性が損なわれることが懸念される。

以 上